



令和5年度

夏の交通事故防止運動

藤沢市実施要領



(令和4年度交通安全ポスター展 藤沢安全運転管理者会長賞
鵜沼小学校 矢島美結さん の作品)

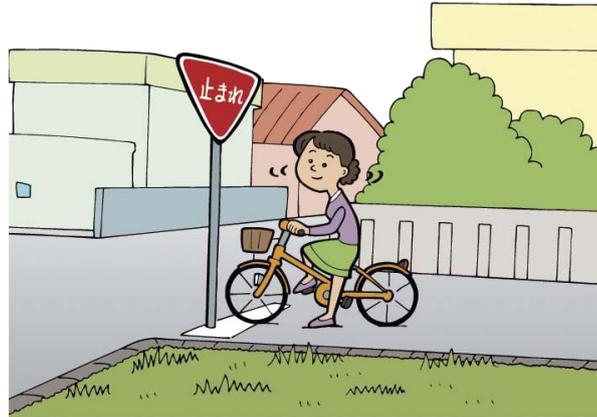
藤沢市交通安全対策協議会

< 目 次 >

「夏の交通事故防止運動」実施要領	1～9 ページ
「夏の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領	10 ページ
各地区交通安全パネル展実施要領	11 ページ
統計資料	12 ページ
横断歩道等における歩行者等の優先	12 ページ
道路反射鏡（カーブミラー）が原因になる交通違反及び交通事故の誘発について	13 ページ

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



(令和4年11月1日改定)

「夏の交通事故防止運動」実施要領



1 目的

レジャーなどによる過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人一人が交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

2 スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 実施期間

7月11日（火）から

20日（木）までの10日間



4 重点

(1) 過労運転・無謀運転の防止

- ① 夏特有の解放感による無謀運転が重大事故につながることを認識しましょう。
- ② 健康管理を心がけ、運転する際の体調維持に努めましょう。
- ③ 長距離運転の際は、無理のない計画を立て、途中で休憩を必ずとりましょう。
- ④ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知するための広報啓発活動を促進しましょう。



(2) 高齢者と子どもの交通事故防止

- ① 家族とともに、身近な交通危険箇所をチェックし、安全な通行方法等について話し合しましょう。
- ② 高齢運転者は、適性診断を受けるなど自分の運転技量・身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。

※適性診断実施場所

- ① 神奈川県警察運転免許センター（電話 045-365-3111）
横浜市旭区中尾 1-1-1
- ② 独立行政法人自動車事故対策機構神奈川支所（電話 045-471-7401）
横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館

- ③ 夜間の外出には、目につきやすい「明るい色の服装」を心がけ、「反射材」を身につけるようにしましょう。
- ④ 交通安全教室などに積極的に参加し、交通ルールを守る大切さを学び、交通マナーの実践を習慣づけて、交通安全意識の向上を図りましょう。
- ⑤ **運転者は、高齢者と子どもの安全確保に努め、特に横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。**
- ⑥ 運転者は、歩行者・自転車利用者が気づきやすいように、日没の1時間前を目途に前照灯を点灯しましょう。
- ⑦ 周囲が暗いときは、ハイビームを活用して歩行者や自転車を早めに発見しましょう。



(3) 自転車の交通事故防止

- ① 自転車乗用時の交通ルールを正しく理解し、交通マナーを実践しましょう。
- ② **夜間走行時は、前照灯を点灯し、反射材を効果的に活用しましょう。**
- ③ 自転車が通行できる歩道でも、必ず歩行者等の安全を確保しましょう。
- ④ **自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。**
- ⑤ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ① 自動車や貸切バス、タクシーなどに乗車するときは、全ての座席のシートベルトやチャイルドシート着用の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- ② シートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、チャイルドシートの正しい取り付け方と使い方を徹底しましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

- ① 二輪車を運転するときは、ヘルメットやプロテクターを正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。
- ② **二輪車による無理な追い越し、乗車中の携帯電話使用や周囲の声や音が聞こえない状態でイヤホン等を使用するなどの危険な運転は止め安全運転に努めましょう。**
- ③ 四輪車の運転者も、二輪車は車体が小さく遠くを走行しているように感じるなどの、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。



(6) 踏切の交通事故防止

- ① 高齢者、子ども、体の不自由な方などが、安全に踏切を渡れるよう、みんなの手を取り合って助け合いましょう。
- ② 踏切の非常ボタンの使用方法について周知しましょう。

5 各団体等の役割及び運動の進め方

藤沢市交通安全対策協議会構成機関・団体

- ① 「重点」と「重点の取り組み方」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- ② 関係機関・団体の構成員等に、運動について周知を図ります。
- ③ 各種会議、行事を通じて、運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときは、交通ルールを守ることと交通マナーの向上を呼び掛ける記事の掲載に努めます。
- ④ 14地区で会議を開催し、市内全般に交通安全意識の普及と高揚を図ります。

警 察

- ① 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し取締りを強化します。
- ② 自転車交通安全講習「チリリン・スクール※」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨してTSマークの普及に努めます。
- ③ 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ④ 夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。
- ⑤ 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- ⑥ 自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、講習対象となる自転車利用者に対して講習の実施を通じて、安全な運動行動を促します。
- ⑦ 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
- ⑧ 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



※チリリン・スクール

警察官等が行う実技形式の自転車交通安全講習で、受講者には協賛自転車店で自転車の点検が無料で受けられる受講証が交付されます。

交通安全協会

- ① キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼び掛けるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- ② 海水浴、行楽帰り等の過労による無謀・暴走運転の防止の徹底を図るため、街頭監視活動を実施します。
- ③ 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

安全運転管理者会・青少年交通安全連絡協議会

- ① 社内の広報媒体や、看板等を活用し、運動の趣旨の徹底に努めます。
- ② 安全運転管理とシートベルト等の着用の徹底、過労・無謀運転の防止に努めます。
- ③ 交通事故防止キャンペーンや地域で開催される交通安全行事及び職場等での活動に積極的に参加し、交通安全意識の啓発に努めます。



教育機関・団体等

- ① 夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- ② 学校では、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- ③ 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- ① 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- ② 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

藤沢市

- ① 7歳児の歩行中の交通事故死傷者数が突出して多いことを受けて、夏休みに入る前に注意喚起のチラシを、学校を通じて配布します。
- ② 自転車の利用に関するルールについて、中学生から注意すべきルールがあることから、夏休みに入る前に注意喚起のチラシを学校を通じて配布します。
- ③ 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- ④ 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

6 重点の取り組み方

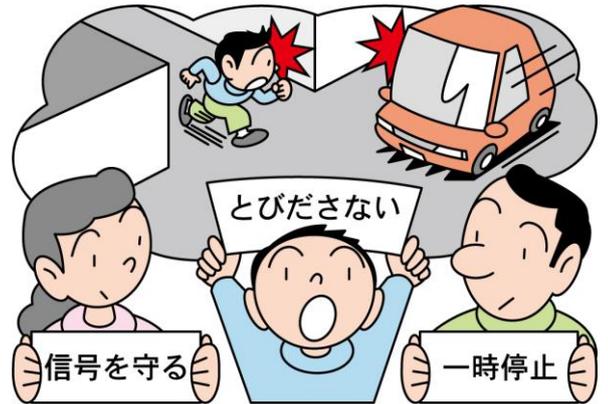
家庭では・・・

(1) 過労運転・無謀運転の防止

- レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 無謀運転をしないこと、交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。

(2) 高齢者と子どもの交通事故防止

- 出かける際は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 歩行中の事故を防ぐため、子どもや高齢者の行動特性について話し合いましょう。
- 家族の中に運転に不安を感じている方がいる場合は運転適性相談や運転免許自主返納制度について話し合いましょう。



(3) 自転車の交通事故防止

- 交通ルールを守ること、自転車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。
- 参加体験型の講習会などに積極的に参加し、運転技術と交通安全意識を高めましょう。
- 自転車に乗るときは、家族でヘルメットの着用を確認しましょう。
- 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

(4) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- シートベルトやチャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- 自動車で出かける家族にシートベルトやチャイルドシートの着用と安全運転の「ひとこえ」をかけあいましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

- 無謀運転の危険性、迷惑性等について家族で話し合いましょう。
- ヘルメットの正しい着用など、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など、交通事故時の被害を軽くするための対策についても話し合いましょう。
- 通勤・通学時の安全運転など、交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。
- 悪天候時には、二輪車の利用を抑制するように努めましょう。

- 交通事故を起こした際の責任や家庭への影響について話し合いました。

(6) 踏切の交通事故防止

- 家族とともに、踏切の安全な通行方法を確認しましょう。
- 横断中の事故を防ぐため、子どもや高齢者の行動特性について話し合いました。

職場では・・・

(1) 過労運転・無謀運転の防止

- 無理のない運行計画の立て方など、過労・無謀運転の防止について具体的に指導しましょう。
- 職場ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合い、過労・無謀運転防止の気運を高めましょう。



(2) 高齢者と子どもの交通事故防止

- 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや高齢者と子どもの行動特性についての教育を行いましょう。
- 歩行中の交通ルールを守ることや交通マナーの向上を社内の広報紙(誌)などあらゆる機会を通じて呼び掛けましょう。

(3) 自転車の交通事故防止

- 自転車の特性や事故実態を理解させるための安全教育を行うとともに、点検整備の励行について指導しましょう。
- 自転車通勤者等に対する安全利用の推進に努めましょう。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- 事業で利用する自転車も必ず損害賠償責任保険等に参加しましょう。

(4) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 職場で開催する交通安全研修会や各種行事等の機会を通じて、シートベルトやチャイルドシートの着用効果事例の紹介等により、必要性や重要性についての啓発に努め、職場全体で着用の推進を図りましょう。
- 出勤、退社時に時間を設けて全ての座席のシートベルト着用状況を確認するなど着用の徹底について指導しましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

- 警察や二輪車普及安全協会などと連携し、二輪車安全運転講習などを開催するほか、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など従業員への安全運転の指導を行いましょう。
- 二輪車の事故実態を周知し、出勤時や帰宅時の安全運転を呼び掛けましょう。
- 二輪車の特性を理解させるとともに、点検整備の励行を指導しましょう。

(6) 踏切の交通事故防止

- 通勤時などで踏切を通過するときは、急いでいても、踏切手前で立ち止まり、左右の安全確認を行うとともに、警報機が鳴ったら横断しないことを職場全体で確認しましょう。
- 踏切事故の防止、子ども、高齢者及び体の不自由な方が安全に踏切を通行することについて、意識を高めましょう。

学校・地域では・・・

(1) 過労運転・無謀運転の防止

- 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 各種の会合などの機会に過労・無謀運転の防止を呼び掛け地域ぐるみで無謀運転をしない気運を高めましょう。

(2) 高齢者と子どもの交通事故防止

- 交通ルールを守ることと交通マナーの向上についての意識を高めましょう。
- 危険な横断などを見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 高齢者宅への家庭訪問や各種会合などで高齢者の交通安全について話し合しましょう。
- 夜間の外出時には「明るい服装」と「反射材」を活用するよう呼び掛けましょう。



(3) 自転車の交通事故防止

- 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車のマナーアップと交通ルールを守る気運を高めましょう。
- 自転車の危険運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- 事業で利用する自転車も必ず損害賠償責任保険等に加入しましょう。

- (4) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- シートベルトやチャイルドシート着用を地域ぐるみで実践するため、自治会、町内会、PTAなど各種団体・組織が相互に連携し、積極的な運動を推進しましょう。
 - 交通安全研修会などでは、シートベルト着用体験車などを活用し、シートベルトやチャイルドシート着用の徹底を呼び掛けましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

- 関係機関・団体と連携して、事例等を活用した効果的な交通安全指導を実施しましょう。
- 地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。

(6) 踏切の交通事故防止

- 踏切事故の重大性や踏切の安全な通行方法を確認しましょう。
- 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 踏切内に取り残された人や車を発見したら、迷わず非常ボタンを押して、接近する電車に危険を知らせましょう。
- 遠回りになっても、跨線橋を利用しましょう。

運転者などは・・・

(1) 過労運転・無謀運転の防止

- 過労運転にならないよう睡眠時間を十分に取り、長時間運転する際は、熱中症にも気を付け、途中で必ず休憩をとりましょう。
- スピードの出しすぎに注意し、夕暮れ時に早めに前照灯を点灯するなど安全運転に努めましょう。
- 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）をしない、また誘発しない、させないため、「思いやり」と「譲り合い」の気持ちをもって運転しましょう。

(2) 高齢者と子どもの交通事故防止

- 高齢者や子どもの歩行者・自転車利用者を見かけたら減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 横断歩道に接近する場合は、歩行者の有無を確認するため減速し、歩行者がいる場合には、確実に一時停止しましょう。
- 高齢運転者標識を付けた車両に対しては、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 高齢運転者は、適性診断を受けるなど自分の運転技量を認識してゆとりのある運転を実践しましょう。

(3) 自転車の交通事故防止

- 交差点などでは、他の通行に注意を払い、一時停止や徐行を確実に行いましょう。

- 自転車の通行が認められている歩道も車道側を徐行するなど、歩行者の安全を確保しましょう。
- 悪天候時には、自転車の利用を控えるようにしましょう。
- 点検整備を励行し、二人乗りや夜間の無灯火運転はやめましょう。
- 自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 電動アシスト自転車に乗車する際は、思いがけない加速や、車体が重くバランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。

(4) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 特に後部座席のシートベルト着用の必要性和効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。
- 子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートを正しく着用する習慣をつけましょう。
- 妊娠中であっても、母体と胎児を守るため、必ず医師に確認したうえで、適切にシートベルトを着用するようにしましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

- 二輪車を運転するときは、ヘルメット、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケット等を正しく着用し、夜間走行時は、反射材を活用しましょう。
- カーブや下り坂では転倒しやすいのでスピードを控え、急ハンドルや急ブレーキをかけないような運転を心がけましょう。
- 四輪車の運転者も、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。
- 二輪車安全運転技能講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。

(6) 踏切の交通事故防止

- 踏切を通過するときは、確実に一時停止するとともに安全確認を徹底し、警報機が鳴ったら絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 踏切を渡っている歩行者などの動静に注意し、安全に踏切を通りましょう。
- 踏切内に取り残されてしまった時は、すぐに非常ボタンを押して、接近する電車に危険を知らせましょう。

令和5年4月1日から

ヘルメット着用が努力義務化されました

自転車交通死亡事故のうち、頭部の負傷が致命傷となったケースは約72%に上ります。また、ヘルメットを着用していないと致死率は約2.2倍です。自転車に乗るときにはヘルメットを着用しましょう。

大人も子供も自転車とヘルメットは
セットです！！



「夏の交通事故防止運動」キャンペーン実施要領

1 目的

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、夏の交通事故防止運動の周知徹底により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 実施方法

各地区の実施場所ごとに創意工夫し、啓発用のチラシやキャンペーン用品の配布や各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。

3 実施内容

各地区や団体で実施できる内容での周知をお願いします。実施する周知方法については各団体の会議等でご検討いただき、参考にこれまでに共有したアイデアや周知方法の一部を記載します。

●実施した周知・啓発方法

【市民センター・公民館において】

- ◆市民センター・公民館窓口にパネルの設置。また、啓発物品やチラシを配置し、施設利用者に配付。吹き抜けに垂れ幕の掲示や道路に面している窓に運動の標語などを貼り出し、外から見えるようにする。
- ◆地域団体の会議前や講演会、公民館事業や社会福祉協議会の縁側事業など、集会の場に出向いて時間をもらって啓発物品やチラシの配付などを行う。
- ◆車に「交通安全運動実施中」のマグネットを掲示する。職員が公用車を利用するときに、交通安全啓発のアナウンスを流しながら走る。

【地区内において】

- ◆駅前ではチラシと啓発物品をカゴに入れてのキャンペーン活動。
- ◆地区内の他の公共施設において、チラシ・啓発物品の配布。
- ◆保育園、幼稚園、小学校、高校へのチラシ・啓発物品の配布依頼。
- ◆青パトで啓発のテープを流して巡回する。

●周知・啓発方法のアイデア

- ◆大型店舗に働きかけ、アナウンスをしてもらったり、ポスターの掲示、従業員の方にお客様への声掛けをお願いする。
- ◆ポップを付けた展示や啓発物品とチラシをホチキス止めするなど、大切な情報を手に取ってもらいやすくする。
- ◆キャンペーンの実施場所について、施設内に限らず幼稚園や学校をはじめとして、地区全体に周知できる場所を検討する。
- ◆職員や交通部長などに運動期間中、「交通事故防止運動実施中」等の缶バッジをつけてもらう。

各地区交通安全パネル展実施要領

1 目 的

交通事故防止対策の一環として、事故現場の写真をパネルにしたものや交通安全ポスター等を展示し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 展示パネル等の内容

- ① 交通事故現場・各地区の事故多発交差点の写真を大きくパネルにしたもの
- ② 交通安全ポスター等

3 実施期間・場所・担当地区

実施期間	実施場所	担当地区
原則 7月11日(火) から 7月20日(木) まで	藤沢公民館(Fプレイス)	藤沢東部・西部
	村岡公民館	村 岡
	鵜沼市民センター	鵜 沼
	片瀬市民センター	片 瀬
	辻堂市民センター	辻 堂
	明治市民センター	明 治
	善行市民センター	善 行
	六会市民センター	六 会
	湘南台市民センター	湘 南 台
	長後市民センター	長 後
	御所見市民センター	御 所 見
	遠藤市民センター	遠 藤
	湘南大庭市民センター	湘南大庭

※ 実施期間については、実施場所によって異なる場合があります。



～ 統計資料 ～

シートベルトの着用状況 (令和4年 JAF ホームページより)

道路区分	座席区分	着用率	
		県内	全国
一般道路	運転席	99.0% (前年比-0.3%)	99.1% (前年比±0%)
	助手席	97.9% (前年比-0.8%)	96.9% (前年比+0.2%)
	後部席同乗者	53.4% (前年比-7.3%)	42.9% (前年比±0%)
高速道路	運転席	99.7% (前年比+0.4%)	99.6% (前年比±0%)
	助手席	98.5% (前年比+0.4%)	98.7% (前年比-0.2%)
	後部席同乗者	82.0% (前年比+18.3%)	78.0% (前年比+2.3%)

チャイルドシートは、子どもの体格に合ったものを使用しましょう！

信号機のない横断歩道実態調査 (令和4年8月 JAF 調査)

	1	2	3	4	5	6	29	
県名	長野	兵庫	山梨	静岡	熊本	岐阜	神奈川	全国
%	82.9	64.7	64.6	60.8	57.3	57.0	34.3	39.8

※ 信号機のない横断歩道で停止した車のパーセンテージ。

<横断歩道等における歩行者等の優先>

(道路交通法第38条第1項抜粋)

- 横断歩道等に接近する場合の義務

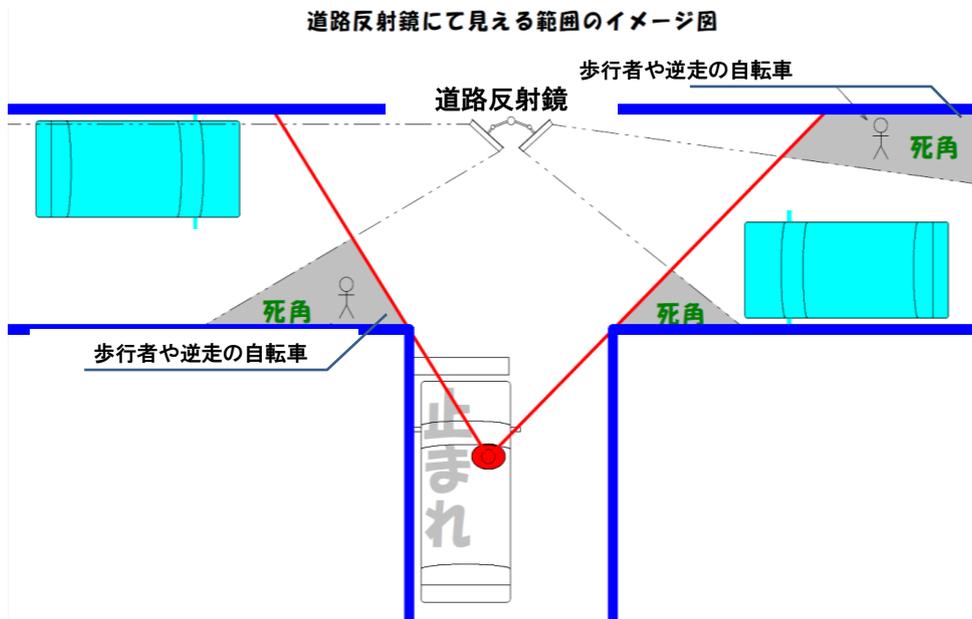
横断歩道等の直前(停止線の直前)では停止できるような速度で!

- 横断歩行者がいる場合の一時停止

横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げない!

道路反射鏡（カーブミラー）が原因になる交通違反及び交通事故の誘発について

道路反射鏡の過信による、「一時停止義務違反」や「出会い頭の衝突事故」が発生しております。道路反射鏡の見える範囲には限界がありますので、一時停止などの法令順守はもちろんのこと、**直接視認**を原則とした、安全運転に努めていただきますようよろしくお願いいたします。



代表0466-25-1111

鏡面の清掃や方向修正等の維持管理に関する問合せ先：道路維持課（内 4441）



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡